

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会  
追加議案参考資料

## 目 次

### 議 案

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 第 25 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | ・・・ 1 |
|------------------------------|-------|

## 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、国の財政支援の基準に合わせて令和元年度分の保険料の一部も遡及して減免の対象とするため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

現在の条例では、減免の対象となる保険料の納期限前 7 日までに減免に係る申請書を提出する必要があることから、令和元年度分の保険料が減免対象とならない。このため、附則において、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免対象及び申請書の提出期限を規定する。(附則第 9 条関係)

#### 【減免の対象となる保険料】

令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの

#### 【減免申請の提出期限】

令和 3 年 3 月 31 日

### 3 施行期日

公布の日

### 4 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免の概要については下記のとおり。

なお、令和元年度の保険料の減免分については、その全額が国の特別調整交付金の対象となり、令和 2 年度の保険料の減免分については、その 10 分の 6 が国の国民健康保険災害等臨時特例補助金、残りの 10 分の 4 が国の特別調整交付金の交付対象となる。

#### 【減免の対象者】

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料を一部免除

《保険料が一部減額される要件》

世帯の主たる生計維持者について

・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比

- べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること。
- ・前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること。
  - ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【保険料の減免額】

保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合を乗じた金額

○減免対象保険料額  $A \times B / C$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

○減免割合

| 前年の合計所得金額      | 減免割合  |
|----------------|-------|
| 300万円以下であるとき   | 全部    |
| 400万円以下であるとき   | 10分の8 |
| 550万円以下であるとき   | 10分の6 |
| 750万円以下であるとき   | 10分の4 |
| 1,000万円以下であるとき | 10分の2 |

長門市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正後  | 現行                                       |
|--|--|
| <p>附 則<br/> <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</u><br/> <u>第 9 条 新型コロナウイルス感染症の影響により第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する納付義務者が、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免を受けようとする場合の同条第 2 項の規定による申請書の提出期限については、同項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。</u></p> | <p>附 則<br/>                     (新設)</p> |